

令和8年第3回三股町農業委員会総会審議結果

日程第4

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 9 ）

日程第5

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について

可決（ 1 ）

日程第6

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 3 ）

日程第7

議案第15号 令和7年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 3 ）

日程第8

議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 52 ）

日程第9

議案第17号 事務職員異動辞令の承認について

可決（ 1 ）

令和8年第3回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 3月27日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 3月27日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉 休幸
2番委員	下石 昭廣
3番委員	内村 介貞
4番委員	中石 均
5番委員	馬渡 芳文
6番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局長
事務局 局長補佐
事務局 係長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和8年第3回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんが会議に出席し、担当区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可しております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に2番委員の下石昭廣さん、5番委員の馬渡芳文さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第6号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第6号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計14件25筆26,690㎡、うち田が21筆19,544㎡、畑が4筆7,146㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法による合意解約が3頁11番から16番、旧基盤法機構法による合意解約が4頁10番から6頁17番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第4、議案第12号農地法第3条の規定に

よる許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第12号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計9件15筆10,514㎡、うち田が15筆10,514㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料8頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。受付番号14番、受付年月日：令和8年3月10日、受人：〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 樺山字南田2529番、地目：田、500㎡、渡人の農業廃止による所有権移転（売買）となっております。なお、当14番から16番につきましては、下石委員と、藏元委員による町あっせんとなっております。受人は、奥様と父親3人で30年農業に従事され、和牛繁殖を中心に27,488㎡を耕作し、農機具はトラクター10台、ローダー、ダンプを各3台、軽トラック5台、繁殖牛100頭、肥育牛30頭を所有されております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号14番、15番は隣接地でありますので、合わせて説明致します。3月24日に第2ブロック委員4名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内住まいで、水稻、和牛繁殖、肥育牛、露地野菜などを中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作、管理しており、機械能力、農作業に従事する家族は2名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため賃借権の設定をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

事務局

議長よろしいでしょうか。先ほど受付番号15番と一緒に説明されたので、15番の申請内容だけ読み上げてもよろしいでしょうか。

議長（溝口 良信）

はい、よろしくお願ひいたします。

事務局

15番の申請内容をご報告いたします。受付番号15番、受付年月日：令和8年3月10日、受人：〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 樺山字南田2531番1他1筆、地目：田、合わせて614㎡、渡人の農業廃止による所有権移転（売買）となっております。以上追加でご報告しました。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号16番、受付年月日：令和8年3月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 樺山字中川原5946番1他1筆、地目：田、合わせて1,205㎡、渡人の農業廃止による所有権移転（売買）となっております。受人は奥様と2名で、50年農業に従事され、和牛繁殖を中心に110,009㎡を耕作し、農機具はトラクター3台、ローダー、田植機、コンバイン、軽トラック各1台、繁殖牛50頭を所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号16番は3月24日に第1ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内在住で水稻や和牛繁殖を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力、農作業に従事する家族は2名です。先ほど報告があったように機械能力は、トラクター3台、ローダー、田植機、コンバイン、軽トラック各1台という事で、繁殖牛50頭であります。状況から見ても効率的に利用できると思込まれます。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

2番委員（下石 昭廣）

議長、補足しますとこの付近は受人の〇〇〇〇さんがほとんど耕作しており、集積する方向に進めていきたいという事でそこが一番の要因です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 17 番、受付年月日：令和 8 年 3 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地 長田字温川 4811 番 7 他 1 筆、地目：田、合わせて 1,809 m²、受人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人は、奥様と息子さん 3 人で 22 年農業に従事され、水稻を中心に 46,985 m²を耕作され、農機具はトラクター 2 台、コンバイン 1 台を所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号 17 番につきましては、3 月 26 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は仮屋地区に住んでいて水稻を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力もあります。農作業に従事する家族は 3 名です。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 18 番、受付年月日：令和 8 年 3 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 蓼池字山野牟田 2504 番 2、地目：田、1,052 m²、受人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人は、奥様と 2 人で 30 年農業に従事され、水稻を中心に 147,430 m²を耕作され、農機具はトラクター 4 台、田植機、コンバインを各 1 台所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 18 番につきましては、3 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内在住で水稻を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械も充実し、農作業に従事する家族は 2 名です。周囲の農地も受人が耕作されており、状況から見ても効率的に利用されると見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 19 番、受付年月日：令和 8 年 3 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 蓼池字山野牟田 2563 番 1 他 1 筆、地目：田、合わせて 1,907 m²、受人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人につきましては、18 番と同じですので、省略いたします。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号 19 番につきましては、3 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内在住で水稻を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械も充実し、農作業に従事する家族は 2 名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るための所有権の移転です。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 20 番、受付年月日：令和 8 年 3 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字坂ノ下 3239 番 1 他 2 筆、地目：田、合わせて 2,748 m²、受人の増反による 10 年間の賃貸借権設定となっております。受人は、ご兄弟 3 名で 30 年農業に従事され、水稻を中心に 5,534 m²を耕作され、農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、乾燥機を各 1 台所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号 20 番につきましては、私の方から説明致します。受付番号 20 番は 3 月 26 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。渡人は父親世代から受人に耕作を依頼しており、毎年水田の同意書を記入するのが大変なので、今回 3 条申請にて 10 年間の賃貸借設定を行うとの事です。受人は町内に住んでおり、水稻を中心に農業経営を行っております。農作業に従事する家族は 3 名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。今回、賃借権の設定をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 21 番と 22 番は交換となるため、併せて説明させていただきます。受付年月日：令和 8 年 3 月 10 日、受人及び渡人は、それぞれ：〇〇〇〇、〇〇〇〇、申請地 共に地目：田、長田字千才丸 1961 番 1、329 m²、同じく 1961 番 2、350 m²、所有権移転（交換）となっております。〇〇〇〇さんは、奥様と 2 人で 22 年農業に従事され、水稻を中心に 3,761 m²を耕作し、農機具はトラクター1台を所有されています。〇〇〇〇さんは、お一人で 3 年農業に従事され、施設野菜を中心に、10,491 m²を耕作され、農機具は、トラクター1台、耕運機、噴霧器を各 2 台所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号 21, 22 番につきましては、私の方から説明致します。受付番号 21, 22 番 3 月 26 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。今回は交換との事ですが、申請地付近の所有者が長田字千才丸 1961 番 1 を購入したいと申し出があったが、現場と所有者とが違っていたとの事で今回交換するという事になりました。受人はそれぞれ町内在住で、〇〇〇〇は水稻と露地野菜を中心に農業経営を行っております。〇〇〇〇は水稻、既設野菜を中心に農業経営を行っております。それぞれ農地は全て耕作されており、機械も充実し、農作業に従事する家族は先ほど報告があった通りです。状況から見ても効率的に利用できると思えます。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 1 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 14 番から 22 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 1 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 14 番から 22 番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 5 議案第 1 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第13号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計1件1筆183㎡、畑が1筆183㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第13号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料11頁2番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号2番、受付年月日：令和8年3月10日、申請人：〇〇〇〇、申請地：樺山字藤尾1226番地1、登記地目：畑、面積：183㎡です。転用目的は追認による駐車場、資材置場で申請人より始末書が提出されております。こちらの農地は10ha以上の農地の連担がある事から第1種農地に区分されますが、許可の例外規定である集落接続にあたる事から許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号2番は3月24日に第2ブロック委員4名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。申請人はイチゴ農家として長年農業を営まれています。ハウス近くに駐車場がなく、数十年前近くの本人所有の土地を駐車場として使用していたら、地目が畑である事を知り、近くに代替え地もなく、今後も駐車場及び農業用資材置場として使用したく申請するものです。またこの件につき、すでに始末書を提出しております。申請地は周囲にブロック塀で囲まれて敷地は保護されている為、土砂の流失はありません。雨水は地下浸透となります。周辺農地及び作物などに被害が及ばないように十分配慮するとの事です。以上により立地基準、一般基準を満たすことから許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第13号農地法第4条の規定による許可申請の許可について受付番号2番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第13号農地法第4条の規定による許可申請の受付番号2

番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第6，議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計3件4筆742.32㎡、田が3筆345.32㎡、畑が1筆397㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料13頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号9番、受付年月日：令和8年3月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字植木2880番26、登記地目：畑、面積：397㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は貸露天資材置場となっており、受人が経営する会社に資材置場として貸し出すものとなっております。資金計画は自己資金となっており、こちらの農地は第1種住居区域にある農地で農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号9番は3月24日に第1ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。今回建設用資材置場としての利用があり、境界やブロック塀が設置されており、雨水については地下浸透とし、資材置場のため生活排水は発生しません。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号10番、受付年月日：令和8年3月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字塚原4185番地1、地目：田、面積：329㎡です。売買による所有権移転となります。転用目的は一般個人居宅1棟、資金計画は借入となっております。こちらの農地は第1種住居区域にある農地で農地法施行規則第44条第3号

により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 10 番は 3 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は現在借家住まいであり、家族が増えるため申請地を購入し一般個人住宅の建設をするものであります。生活排水については西側町下水道に放流し、雨水については宅内枳から西側町道側溝に放流するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 11 番、受付年月日：令和 8 年 3 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字塚原 4185 番地 20、外 1 筆、地目：田、面積：16.32 m²です。贈与による所有権移転で、転用目的は追認による水路及び敷地拡張となります。申請理由といたしましては、受人は以前渡人より現在お住まいの自宅を購入されたのですが、その自宅の敷地内にある車庫が農地に影響していたため、是正するために申請されたものです。又、水路部分につきましても自宅の購入時点で農地法の許可を得ずに作ってあったため、合わせて申請する者です。今回の申請において、受人より始末書の提出されております。こちらの農地につきましては第 1 種住居区域にある農地で、農地法施行規則第 4 4 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、また、始末書の提出もあるため許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 11 番は 3 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は現在申請地北側に住んでおり、譲渡人から令和 6 年 4 月に購入したが、その時から水路は存在し、車庫の軒も南側隣接地（418 番 11）に出ていた為、今回分筆登記し申請地を水路及び敷地拡張部分を追認、申請するもので特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号9番から11番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号9番から11番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第7議案第15号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第15号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、総会資料が14頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第15号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第15号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8議案第16号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第16号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計8件12筆10,436㎡、うち田が2筆1,994㎡、畑が10筆8,436㎡でございます。利用権設定につきまして合計44件99筆89,122㎡、うち田が86筆74,170㎡、畑が13筆14,952㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料16頁17番から17頁24番までとなっております。利用権設定各筆明細は総会資料18頁100番から26頁143番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第16号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料16頁17番から17頁24番まで、利用権設定に関する総会資料18頁100番から26頁143番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第16号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。日程第9、議案第17号事務職員異動辞令の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。別冊があると思います。

事務局

別冊でお配りしました資料をご覧ください。議案第17号事務職員異動辞令の承認について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により次のとおり提案するものです。辞令内容を読み上げます。事務職員〇〇〇〇、農業委員会事務局事務局長補佐の専任を解く。事務職員〇〇〇〇、農業委員会事務局事務局長補佐に専任する。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第17号事務職員異動辞令の承認について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第17号事務職員異動辞令については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。3月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第3回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時